

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 20 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 20 条 河川法施行令第 11 条、第 12 条 河川管理施設等構造令
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（抄）</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 30 日建河政発第 52 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(1) 第 20 条（河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認）の審査基準について</p> <p>河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができるものであること。</p> <p>1) 工事实施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。</p> <p>2) 当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。</p> <p>3) 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。</p> <p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄）</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 30 日建設省河政発第 53 号・建設省河治発第 73 号 建設省河開発第 118 号・建設省河砂発第 50 号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(1) 第 20 条（河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認）関係</p> <p>局長通達五 1 (1) 1) の「具体的な計画」とは、例えば、いわゆる指定区間外の一級河川における河川工事の実施に関する計画である「改修計</p>

	画」、指定区間内の一級河川又は二級河川における河川工事の実施に関する計画である「全体計画」、特定多目的ダムの建設に関する基本計画などをいうものであること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	流水占用の許可（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 23 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行規則第 11 条、別表第 1
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（抄）</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 3 0 日建河政発第 5 2 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(2) 第 2 3 条（流水の占用の許可）の審査基準について</p> <p>河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第 2 4 条、第 2 6 条第 1 項、第 2 7 条第 1 項、第 5 5 条第 1 項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができるものであること。</p> <p>1) 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。</p> <p>2) 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。</p> <p>3) 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。</p> <p>4) 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第 2 6 条第 1 項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄）</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 3 0 日建設省河政発第 5 3 号・建設省河治発第 7 3 号 建設省河開発第 1 1 8 号・建設省河砂発第 5 0 号</p>

	<p style="text-align: center;">建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法（昭和39年法律第167号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(2) 第23条(河川の流水の占有の許可)関係</p> <p>(1) 局長通達五1(2)の1)の審査に当たっては、水利使用に係る事業計画の国民生活や産業活動への影響、国土開発、水資源開発、電源開発、土地改良等に関する国又は地方の計画との整合性、河川水以外の水源への代替可能性等を勘案し、総合的に判断すること。</p> <p>(2) 局長通達五1(2)の2)の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>1) 水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること。</p> <p>2) 水利使用の申請者が、事業を遂行する能力及び信用を有すると客観的に判断される者であること。</p> <p>3) 水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであること。</p> <p>4) 他の水利使用、漁業等との調整がなされ、当該水利使用により損失を受けるおそれがある者が存する場合には、事前に当該水利使用についてその者の同意を得ておくことが望ましいこと。</p> <p>(3) 局長通達五1(2)の3)の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>1) 取水予定量が、基準渇水流量（10年に1回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量）から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであること。</p> <p>2) 正常流量の設定の詳細については、「河川砂防技術基準（案）」を参考とすること。</p> <p>(4) 局長通達五1(2)の4)の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>1) 水利使用に係る土地の占有及び工作物の新築等が、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものであること。</p> <p>2) 局長通達五1(2)4)の「公益上の支障」とは、例えば河川区域外に設置される土捨場の崩壊による災害、水利使用に伴う排水による流水の汚濁などをいうものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	流水の占用の登録
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 23 条の 2

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 23 条の 2、第 23 条の 4 河川法施行令第 14 条の 2 河川法施行規則第 11 条の 4
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 下記の流水のみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、河川管理者の登録を受けなければならない。</p> <p>① 法 23 条の規定による許可を受けた水利使用（流水の占有又は法第 26 条第 1 項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水</p> <p>② ダム又は堰せき（イにおいて「ダム等」という。）から専ら次に掲げる場合に放流される流水（魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。）</p> <p>ア 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。</p> <p>イ ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。</p> <p>ウ 法第 23 条の許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき。</p> <p>(2) 河川管理者は、法第 23 条の 2 の登録の申請が次のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>① 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であるとき。</p> <p>② 申請者が法第 75 条第 1 項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者であるとき。</p> <p>③ 申請者が法人又は団体で、その役員が①又は②のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>④ 法第 23 条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占有について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。</p> <p>⑤ (1)の②の流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、次に掲げる者の同意を得ていない場合</p> <p>ア 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の</p>

	<p>占有について法第 23 条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者</p> <p>イ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために使用する(1)の②の流水が放流されるダム又は堰せきを設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰せきを設置した者</p> <p>⑥ (1)の②の流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じさせる場合</p> <p>⑦ 申請に係る流水の占有に係る水利使用に関して必要な法第 24 条又は第 26 条第 1 項の許可を受ける見込みがない場合</p> <p>⑧ 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている場合</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	30日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	土地占用の許可（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 24 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行規則第 11 条、第 12 条、第 15 条、別表第 1、別表第 2
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 河川法の施行について（抄） 昭和 40 年 3 月 29 日建発河第 58 号 建設事務次官通達</p> <p>九 河川の使用及び河川に関する規制について (2) 河川区域内の土地の占用について 河川区域内の土地の占用については、河川が公共用物として一般公共の用に供せられるべきものであることにかんがみ、公益優先の原則に従い、適切な処分等を行うこと。</p> <p>II 河川敷地の占用許可について（抄） 平成 17 年 3 月 28 日国河政第 139 号 国土交通事務次官通知</p> <p>第 5 河川敷地の占用は、第 6 に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第 7 第 1 項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第 8 から第 11 までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。</p> <p>4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p>第 6 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。た</p>

ロ 自然観察施設

ハ 河川維持用具等倉庫

(6) 次のイからハマまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

イ 公共的な水上交通のための船着場

ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

ハ 荷揚場（通路を含む。）

ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

(7) 次のイからハマまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

イ 通路又は階段

ロ いけす

ハ 採草放牧地

ニ 事業場等からの排水のための施設

(8) 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

イ グライダー練習場

ロ ラジコン飛行機滑空場

2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付するものとする。

3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第6号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

第8 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

(1) 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

(2) 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。

(3) 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。

(4) 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。

(5) 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

第9 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければ

	<p>ならない。</p> <p>2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。</p> <p>第10 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。</p> <p>2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。</p> <p>第11 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。</p> <p>2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	土石等の採取の許可（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 25 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行令第 15 条第 1 項 河川法施行規則第 13 条、別表第 2
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（抄） 平成 6 年 9 月 30 日建政発第 5 2 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(4) 第 25 条（土石等の採取の許可）の審査基準について</p> <p>河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>1) 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。</p> <p>2) 申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>3) 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和 41 年 6 月 1 日建設事務次官通達）によること。</p> <p>4) 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	工作物の新築等の許可（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 26 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 26 条 河川法施行令第 15 条の 2、第 15 条の 3 河川法施行規則第 11 条、第 15 条、別表第 1、別表第 2 河川管理施設等構造令
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（抄）</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 3 0 日建河政発第 5 2 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(5) 第 2 6 条第 1 項（工作物の新築等の許可）の審査基準について</p> <p>河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>1) 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。</p> <p>イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」（昭和 5 1 年政令第 1 9 9 号）</p> <p>ロ 設置について、「工作物設置許可基準」</p> <p>ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」</p> <p>2) 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>3) 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。</p> <p>4) 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>

II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄）

平成6年9月30日建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号
建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法（昭和39年法律第167号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(3) 第26条第1項（工作物の新築等の許可）関係

局長通達五1（5）の審査に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項に留意すること。

(1) 河川区域内の土地における工作物の除却について

工作物が設置される以前の河道の状態に復元することを原則とする。除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするための措置を併せて行わせることとする。

(2) 埋立等に係る河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留又は停滞させるための工作物の新築及び改築について

- 1) 河川水位に与える影響が著しく小さいこと。
- 2) 著しい河床変動（河川及び河口部の堆砂・洗掘・低下）を生じないこと。
- 3) 河川及び河口部の波浪高（高潮時を含む。）が大きくなること。
- 4) 河川への津波の侵入を助長しないこと。
- 5) 河川及び河口部の水質が悪化しないこと。

	<p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄）</p> <p>平成6年9月30日建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法（昭和39年法律第167号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(3) 第26条第1項（工作物の新築等の許可）関係</p> <p>局長通達五1（5）の審査に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 河川区域内の土地における工作物の除却について</p> <p>工作物が設置される以前の河道の状態に復元することを原則とする。除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするための措置を併せて行わせることとする。</p> <p>(2) 埋立等に係る河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留又は停滞させるための工作物の新築及び改築について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 河川水位に与える影響が著しく小さいこと。 2) 著しい河床変動（河川及び河口部の堆砂・洗掘・低下）を生じないこと。 3) 河川及び河口部の波浪高（高潮時を含む。）が大きくなること。 4) 河川への津波の侵入を助長しないこと。 5) 河川及び河口部の水質が悪化しないこと。
<p>参 考 資 料</p>	
<p>標 準 処 理 期 間</p>	<p>■設定 □未設定</p> <p>60日</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>平成27年10月31日</p>

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	土地の掘削等の許可（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 27 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 27 条 河川法施行令第 15 条の 4 第 1 項、第 15 条の 5、第 16 条 河川法施行規則第 11 条、第 13 条、第 16 条、別表第 1、別表第 2
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（抄）</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 30 日建河政発第 52 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(6) 第 27 条第 1 項（土地の掘削等の許可）の審査基準について</p> <p>河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>1) 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。</p> <p>2) 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄）</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 30 日建設省河政発第 53 号・建設省河治発第 73 号・建設省河開発第 118 号・建設省河砂発第 50 号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(4) 第 27 条第 1 項（土地の掘削等の許可）関係</p>

	<p>局長通達五 1 (6) 1 の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。</p> <p>(1) 掘削及び切土</p> <p>1) 掘削又は切土による断面が、河川の計画断面を侵すものではないこと。</p> <p>2) 掘削又は切土を行う箇所が、河川管理施設等の保全上必要な一定の距離が確保されていること。</p> <p>3) 局所的な箇所において実施する場合は、当該箇所において流水の乱れを生じないように施行すること。</p> <p>(2) 盛土</p> <p>1) 上下流を含む盛土の行われる箇所における流下能力の低下をもたらさないこと。</p> <p>2) 当該盛土により流速の乱れを生ずるものではないこと。</p> <p>3) 盛土後の河川の形状の変化により流速の変化を起こすものではないこと。</p> <p>(3) 竹木の栽植</p> <p>竹木の栽植を許可するに当たっては、「河岸等の植樹基準(案)」(昭和 5 8 年 1 2 月 1 日建設省河川局長通達)及び河川局治水課作成に係る「河道内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン(案)」(平成 5 年 1 月 1 0 日)によるものとする。</p> <p>(4) 竹木の伐採</p> <p>竹木の伐採を許可するに当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成 6 年 7 月 8 日建設省河川局長通達)及び「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」(平成 6 年 7 月 8 日建設省河川局水政課長、治水課長通達)によるものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 0 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	竹木の流送の許可等（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 28 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行令第 16 条の 3 河川法施行規則第 18 条の 3
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（抄） 平成 6 年 9 月 30 日建河政発第 52 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(7) 第 28 条第 1 項（竹木の流送等の制限等）の審査基準について 竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。</p> <p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄） 平成 6 年 9 月 30 日建設省河政発第 53 号・建設省河治発第 73 号・建設省河開発第 118 号・建設省河砂発第 50 号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(5) 第 28 条第 1 項（竹木の流送等の制限等）関係 局長通達五 1（7）の運用に当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和 45 年 10 月 7 日建設省河川局水政課長通達）記第 1 及び第 2 により審査すること。</p> <p>III 河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について（抄） 昭和 45 年 10 月 7 日建河政発第 105 号</p>

建設省河川局水政課長通達

第2 令第16条の3関係

二 竹木の流送の許可について

おおむね次の各号に例示する事項に該当しない場合には、許可すること。

- 1 出水時に流送するものであること。
- 2 流送区間に河川トンネル、樋門樋管等の暗渠の区間が存在すること。
- 3 流送区間に存在する河岸、河川管理施設又は許可工作物を損傷するおそれがあること。
- 4 流送区間内における河川工事に支障を生ずるおそれがあること。
- 5 流送区間内における河川管理施設の操作に支障を生じ、又は他の河川の使用に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 6 流送する竹木が流送区間内に停滞するおそれがあること。
- 7 流送する竹木が流送区間外に流失し、流送区間外において前記2から6までの一に該当するおそれがあること。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川管理上支障のある行為の許可等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 29 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 29 条第 2 項 河川法施行令第 16 条の 8 第 1 項 河川法施行規則第 18 条の 10
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>以下の①又は②の行為をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない。</p> <p>① 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。</p> <p>② 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川管理上支障のある行為の許可等 (準用河川)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 29 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 29 条第 2 項 河川法施行令第 16 条の 8 第 1 項 河川法施行規則第 18 条の 10
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>以下の①又は②の行為をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない。</p> <p>① 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。</p> <p>② 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (抄)</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 3 0 日建河政発第 5 2 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法 (昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号) の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(8) 第 2 9 条第 1 項 (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) の審査基準について</p> <p>第 2 9 条第 1 項の規定に基づく河川法施行令 (昭和 4 0 年政令第 1 4 号) 第 1 6 条の 8 第 1 項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>1) 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。</p> <p>2) 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合</p>

	<p>イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。</p> <p>ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。</p> <p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄）</p> <p>平成6年9月30日建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法（昭和39年法律第167号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(6) 第29条第1項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可）関係</p> <p>局長通達五1（8）の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為として、第16条の8第1項の規定により河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合のうち、雪を堆積する行為については、次の全ての要件を満たす場合に限り許可するものであること。</p> <p>1) 堆積しようとする主体が原則として国、地方公共団体その他の公的主体であること。</p> <p>2) 堆積しようとする量及び位置が、融雪期における流水の流下を妨げず、また、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。</p> <p>3) 排雪作業により付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。</p> <p>4) 汚物若しくは廃物を投棄しないこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可工作物の完成検査 (準用河川)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 30 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 26 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (抄)</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 3 0 日建河政発第 5 2 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法(昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(9) 第 3 0 条第 1 項(許可工作物の完成)の審査基準について</p> <p>完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第 2 6 条第 1 項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。</p> <p>なお、第 4 4 条第 1 項のダムについては、ダム検査規程(昭和 4 3 年建設省訓令第 2 号)によるものとする。</p> <p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について (抄)</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 3 0 日建設省河政発第 5 3 号・建設省河治発第 7 3 号・建設省河開発第 1 1 8 号・建設省河砂発第 5 0 号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法(昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(7) 第 3 0 条第 1 項(許可工作物の完成)関係</p> <p>局長通達五 1 (9)の運用に当たっては、位置、構造、規模等の審査については工事記録等により確認するとともに、以下に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。</p> <p>(1) 河川管理施設と効用を兼ねる施設について</p>

	<p>1) 河川管理施設として、操作等を確実に行うことができるものであること。</p> <p>2) 観測施設、通報施設及び警護施設が、それぞれ機能に応じた的確に作動すること。</p> <p>(2) 堤防を開削して設置される工作物について 開削され埋め戻された堤防について、必要な強度が保たれていること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	14日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可工作物の完成前の使用の承認 (準用河川)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 30 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 30 条第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (抄)</p> <p style="text-align: right;">平成 6 年 9 月 3 0 日建河政発第 5 2 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法(昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(10) 第 3 0 条第 2 項(完成前の許可工作物の一部使用の承認)の審査基準について</p> <p>完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。</p> <p>1) 使用をしようとする部分について、法第 3 0 条第 1 項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。</p> <p>2) 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>3) 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定 14日
備考	
設定日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	権利譲渡の承認（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 34 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 34 条第 1 項 河川法施行規則第 22 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（抄） 平成 6 年 9 月 3 0 日建河政発第 5 2 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(11) 第 3 4 条第 1 項（権利譲渡の承認）の審査基準について 第 2 3 条から第 2 5 条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。</p> <p>1) 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。</p> <p>2) 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄） 平成 6 年 9 月 3 0 日建設省河政発第 5 3 号・建設省河治発第 7 3 号・建設省河開発第 1 1 8 号・建設省河砂発第 5 0 号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(8) 第 3 4 条第 1 項（権利譲渡の承認）関係 局長通達五 1（1 1）の審査に当たっては、異なる目的への許可に基づく権利の譲渡は認められず、例えば、第 2 3 条の水利使用の許可に基づく権</p>

	<p>利の譲渡について、工業用水道のための流水の占有の権利を上水道のための流水の占有の権利として譲渡するような形態は、両者の水利使用の目的が異なるので認められないこと。</p> <p>一方で、このことは、既存の許可に基づく権利を廃止し、新たに異なる目的を有する許可の申請を行うことを妨げるものではないこと。</p> <p>また、原則として、当該権利を譲り受けようとする者が、新たに当該権利に係る許可の申請を行うとすれば許可することができると認められる者である場合に承認することができるものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 43 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 43 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>河川法の施行について（昭和 40 年 3 月 29 日建発河第 58 号） 各地方建設局長・北海道開発局長・各都道府県知事あて 建設事務次官通達</p> <p>9 河川の使用及び河川に関する規制について 河川の使用及び河川に関する規制については、河川の公共的性格にかんがみ、当該使用に係る事業の公益性、河川の保全及び既存の河川使用に対する影響等を総合的に考慮して河川の適正な利用を図るとともに、河川の管理に支障を及ぼす行為等の取締に万全を期すること。 なお、以下の諸点について、特に留意されたいこと。</p> <p>(1) 水利使用について 新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るため、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分理解し、適切な処分を行なうことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。</p> <p>(2) 河川区域内の土地の占用について 河川区域内の土地の占用については、河川が公共用物として一般公共の用に供せられるべきものであることにかんがみ、公益優先の原則に従い、適切な処分等を行なうこと。</p> <p>(3) （略）</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	ダム操作規程の承認（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 47 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行令第 29 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. ダムの操作規程の承認（河川法第 47 条第 1 項） ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、河川法施行令第 29 条第 1 項に定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2. ダムの操作規程の規定事項（河川法施行令第 29 条第 1 項） 河川法第 47 条第 1 項の操作規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 留及び放流の方法に関する事項 (2) ム及びダムを操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項 (3) ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項 (4) 放流の際にとるべき措置に関する事項 (5) その他ダムの操作の方法に関し必要な事項</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	渇水時における水利利用特例の承認（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 53 条の 2 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 53 条 河川法施行規則第 28 条の 2
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1. 申請要件（河川法施行規則第 28 条の 2） 河川法第五十三条の二第一項 の承認の申請は、別記様式第十六の二による申請書を提出して行うものとする。 2. 水利利用者の協議（河川法第 53 条第 1 項） 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川保全区域内の行為の許可（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 55 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行令第 34 条 河川法施行規則第 30 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（抄） 平成 6 年 9 月 3 0 日建河政発第 5 2 号 建設省河川局長通達</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について (12) 第 5 5 条第 1 項（河川保全区域内における行為の許可）の審査基準について 河川保全区域内における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。</p> <p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄） 平成 6 年 9 月 3 0 日建設省河政発第 5 3 号・建設省河治発第 7 3 号・建設省河開発第 1 1 8 号・建設省河砂発第 5 0 号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について (9) 第 5 5 条第 1 項（河川保全区域内における行為の許可） 局長通達五 1（1 2）の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。 (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について 1) 掘削及び切土について イ 当該掘削又は切土により堤防の荷重バランスを崩さないもので</p>

	<p>あること。</p> <p>ロ 基盤漏水の原因とならないものであること。</p> <p>2) 盛土について</p> <p>イ 堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮すること。</p> <p>ロ 河川管理施設の維持管理上支障がないこと。</p> <p>(2) 工作物の新築又は改築について</p> <p>1) 当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。</p> <p>2) 基盤漏水の原因とならないものであること。</p> <p>3) 止水性のある工作物にあっては、堤防内の浸潤面上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川予定地内の行為の許可（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 57 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行令第 35 条 河川法施行規則第 33 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（抄） 平成 6 年 9 月 3 0 日建河政発第 5 2 号 建設省河川局長通達 五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について 1 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について (13) 第 5 7 条第 1 項（河川予定地における行為の制限）の審査基準について 河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。</p> <p>II 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（抄） 平成 6 年 9 月 3 0 日建設省河政発第 5 3 号・建設省河治発第 7 3 号・建設省河開発第 1 1 8 号・建設省河砂発第 5 0 号 建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達 一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について 1 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について (10) 第 5 7 条第 1 項（河川予定地における行為の許可） 局長通達五 1（1 3）の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。 (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について 1) 土地を利用するための形状の変更については、原則として認めないこと。 2) 土石等の採取のための形状の変更については、河川工事の施行に支障がないこと。</p>

	<p>(2) 工作物の新築又は改築について</p> <p>河川予定地の指定の日において当該河川予定地内の工作物を居住、利用等に供している者又はその一般承継人が、当該工作物について、河川工事に着手するまでに除却することが確実な仮設物等を増築等する場合に限り、認められるものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川保全立体区域内の行為の許可（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 58 条の 4 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 58 条の 4 第 1 項 河川法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為</p> <p>(2) 工作物の新築、改築又は除却</p> <p>(3) 載荷重が 1 平方メートルにつき政令で定める重量（2 トン）以上の土石その他の物件の集積貴町の河川保全立体区域についてご教示ください。</p> <p>（河川保全立体区域における行為で許可を要しないもの）</p> <p>(1) 耕耘</p> <p>(2) 次に掲げる行為で、これらの行為による載荷重の増加が 1 平方メートルにつき 2 トン未満のもの</p> <p>イ 地表から高さ 1 メートル以内の盛土</p> <p>ロ 地上又は地表から深さ 1 メートル以内の地下における工作物の新築又は改築</p> <p>ハ 土石その他の物件の集積</p> <p>(3) 地表から深さ 1.5 メートル以内の土地の掘削又は切土</p> <p>(4) 地上又は地表から深さ 1 メートル以内の地下における工作物の除却</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>

備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川予定立体区域内の行為の許可（準用河川）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 58 条の 6 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 58 条の 6 第 1 項 河川法施行令第 35 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築</p> <p>(河川予定地における行為で許可を要しないもの)</p> <p>(1) 耕耘 (2) 地表から深さ 1.5 メートル以内の土地の掘さく又は切土</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川協力団体の指定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	河川法第 58 条の 8 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 58 条の 8 第 1 項、第 58 条の 9 河川法施行規則第 38 条の 8、第 33 条の 9
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。</p> <p>2. 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。</p> <p>(2) 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>(3) 河川の管理に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(4) 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>3. 法第 58 条の 8 第 1 項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。</p> <p>4. 法第 58 条の 8 第 1 項の規定による指定は、2 に掲げる業務を行う河川の区間を明らかにしてするものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日